

○平成十五年経済産業省告示第七十六号（小型自動車競走法施行規則第五十一条の規定に基づく競走車の規格の範囲）

（平成十五年三月二十日）

（経済産業省告示第七十六号）

小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）第五十一条の規定に基づき、競走車の規格の範囲について次のように定め、平成十五年四月一日から施行する。

なお、平成十四年経済産業省告示第三百四十四号（小型自動車競走法施行規則第五十条の規定に基づき、競走車の規格の範囲について定める件）は、平成十五年三月三十一日限り、廃止する。

競走車の種類ごとの甲級及び乙級の範囲は、次の表のとおりとする。

種類	規格	範囲
二輪車（側車付二輪車を含む。）	甲	気筒容積が百二十五立方センチメートルを超えるもの
	乙	気筒容積が百二十五立方センチメートル以下のもの
三輪車	甲	気筒容積が五百立方センチメートルを超えるもの
	乙	気筒容積が五百立方センチメートル以下のもの
四輪車	甲	気筒容積が五百立方センチメートルを超えるもの
	乙	気筒容積が五百立方センチメートル以下のもの
モータースクーター	甲	気筒容積が百二十五立方センチメートルを超えるもの
	乙	気筒容積が百二十五立方センチメートル以下のもの